

福井県報

第 261 号
令和 5 年
8 月 22 日(火)
火曜日発行

告示

目次

- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(三三八・地域福祉課)……………一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止(三三九・同)……………一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の辞退(三四〇・同)……………一
- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更(三四一・同)……………一
- 福井臨海工業用水道事業 沈殿池(土木)増設工事 その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三四二・公営企業課)……………二
- 福井臨海工業用水道事業 沈殿池(土木)増設工事 その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三四三・同)……………四
- 日野川地区水道用水供給事業 N. 2 膜ろ過装置更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三四四・同)……………六
- 国土調査の成果の認証(三四五・農村振興課)……………七
- 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(三四六・三四七・水産課)……………七
- 保安林の指定施設要件の変更(三四八・森づくり課)……………八
- 土地改良区の定款変更の認可(三四九・三五〇・丹南農林総合事務所)……………八
- 令和五年度ふぐ処理師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(同)……………一一
- 令和五年度採石業務管理者試験の実施(産業技術課)……………一二
- 令和五年度砂利採取業務主任者試験の実施(同)……………一三
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(二件・商業・市場開拓課)……………一三
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………一四
- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(九七・生活安全企画課)……………一五

公安委員会告示

告示

福井県告示第338号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R5.6.1	正通薬局 府中店	越前市府中2丁目3-23 武生ハイツビル1階
R5.7.1	リフレ調剤薬局 大味店	坂井市坂井町大味29-1

福井県告示第339号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R5.7.3	住所変更	ライゾング訪問看護ステーション	新・小浜市湊第9号36番地 旧:小浜市大手町5-10 柴田ビル2-2
R5.5.31	廃止	正通薬局 府中店	越前市府中2丁目3-23 武生ハイツビル1階
R5.6.26	廃止	きのした歯科医院	勝山市元町1-9-22

福井県告示第340号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R5.7.10	松村歯科	勝山市昭和町1-6-1

福井県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日
1871700298	介護 居宅介護支援	名称 住所	ケアプランセンターはなさき 〒910-0254 福井県坂井市丸岡町一本田33-14	JA福井県ケアプランセンターはなさき 〒919-0522 福井県坂井市坂井町上新庄42-19	JA福井県ケアプランセンターはなさき	令和5年4月1日
1871700173	介護 訪問介護 介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA	名称 住所	ヘルパーステーションはなさき 〒910-0254 福井県坂井市丸岡町一本田33-14	JA福井県ヘルパーステーションはなさき 〒919-0522 福井県坂井市坂井町上新庄42-19	JA福井県ヘルパーステーションはなさき	令和5年4月1日
1871700389	介護 通所介護 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA	名称	デイサービスセンターはなさき	JA福井県デイサービスセンターはなさき	JA福井県デイサービスセンターはなさき	令和5年4月1日

福井県告示第342号

福井臨海工業用水道事業 沈殿池（土木） 増設工事 その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井臨海工業用水道事業 沈殿池（土木） 増設工事 その1

(2) 工事場所

福井県福井市江上町 地保

(3) 工事概要

薬品沈殿池 1式
コンクリート 882.9㎡

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと

明らか認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年8月22日(火) から同年9月7日(木) まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課経営グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第343号

福井臨海工業用水道事業 沈殿池（土木）増設工事 その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示

する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井臨海工業用水道事業 沈殿池（土木）増設工事 その2

(2) 工事場所

福井県福井市江上町 地係

(3) 工事概要

薬品沈殿池 1式

コンクリート 1,102.0m³

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年8月22日（火）から同年9月7日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9

時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課経営グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開れままでに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第344号

日野川地区水道用水供給事業 N 0. 2 賤ろ過装置更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

日野川地区水道用水供給事業
N 0. 2 賤ろ過装置更新工事

(2) 工事場所

福井県越前市大塩町 地係

(3) 工事概要

賤ろ過装置更新 一式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、3の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について機械器具設置工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち1者にあつては、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年8月22日(火) から同年9月7日(木) まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課経営グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資

格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落れた共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第345号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称

おおい町

2 調査を行った期間

令和元年6月から令和4年5月まで

3 調査を行った地域

おおい町（名田庄久坂・挙野・小倉畑の一部）

4 成果の名称

おおい町（名田庄久坂・挙野・小倉畑の一部）の地籍図および地籍簿

5 認証年月日

令和5年7月20日

福井県告示第346号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認められたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

越前町D加入区

- 1 発起人の住所および氏名
福井県丹生郡越前町道口5-13
佐々井 重明
福井県丹生郡越前町道口8-35
有限会社山野水産 山野 洋明
- 2 区域
越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域
- 3 区分
機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業および沖合底びき網漁業であつて旧道口漁業協同組合の地区の者が行う漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和5年7月17日

福井県告示第347号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

越前町F加入区

- 1 発起人の住所および氏名
福井県丹生郡越前町厨11-12-2
久保 徳人
福井県丹生郡越前町厨18-58-1
山本 寿治
- 2 区域
越前町漁業協同組合の地区のうち、旧厨漁業協同組合の地区の区域
- 3 区分
機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業および沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和5年7月17日

福井県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝山市北谷町谷117字ゴミ池3の1、3の2、3の5、6、10
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
北谷町谷117字ゴミ池3の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
 - （「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名	認可年月日
今立土地改良区	令和5年8月8日

福井県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
日野川用水土地改良区	令和5年8月9日

公 告

福井県ふぐの処理に関する条例（平成12年福井県条例第16号）第9条の規定に基づき、令和5年度福井県ふぐ処理師試験を実施するので、福井県ふぐの処理に関する条例施行規則（平成12年福井県規則第114号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 2 試験の期日等
令和5年11月2日（木）および同年11月3日（金・祝）
- 3 試験の場所
1日目 福井県生活学習館
（福井市下六条町14-1）
2日目 学校法人天谷学園 天谷調理製菓専門学校
（吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10）
- 4 試験科目
一 学科試験
イ 水産食品の衛生に関する知識
ロ ふぐに関する一般知識
二 実技試験 ふぐの処理に関する技術
- 5 願書配布
（1）配布期間
令和5年8月28日（月）から同年9月19日（火）まで
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く。）
（2）配布場所
福井市保健所、県健康福祉センターまたは健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課で配布する。
なお、受験願書等の様式は、県のホームページからダウンロード可能。
- 6 願書受付
（1）受付期間
令和5年9月4日（月）から同年9月19日（火）までに下記提出先へ直接持参ま

たは郵送により提出する。

（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送による申込みの場合、令和5年9月19日（火）までの消印のあるものに限りに受け付ける。

（2）提出先

県内に在住する者は、当該住所地を管轄する県健康福祉センターまたは福井市保健所、県外に在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出する。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所(生活衛生課) 〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外在住者	健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354

（3）提出書類

ア ふぐ処理師試験受験願書（以下「受験願書」という。）

イ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）

7 受験手数料および納付方法

（1）受験手数料

14,000円

（2）納付方法

福井県収入証紙または手数料納付システムによる納付

8 合格発表

（1）発表日時

令和5年11月24日(金) 10時00分

(2) 発表方法

- ア 県庁1階掲示板、県健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示
(令和5年12月8日(金) 17時15分まで)
- イ 県のホームページに合格者の受験番号を掲載(令和5年12月8日(金) 17時15分まで)
- ウ 合格者には合格した旨を通知
- 9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について開示を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点および科目別得点の情報を開示する。

(1) 開示期間

- 令和5年11月24日(金) から同年12月22日(金) まで
(8時30分から17時15分まで(11月24日は10時00分から) 土曜日、日曜日を除く。)

(2) 開示場所

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称

勤務表自動作成システムの構築および保守業務委託

(2) 調達の仕様等

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和6年1月31日

(4) 保守期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日

(5) 納入場所

福井県福井市四ツ井2-8-1 福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2-8-1
福井県立病院
電話：0776-57-2942

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

公告日から令和5年9月12日（火）16時まで（土日祝日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものであるとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に提出先へ直接持参または配達記録の残る書留郵便等により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年10月3日（火）8時30分から令和5年10月4日（水）16時まで

(3) 開札日時

令和5年10月5日（木）10時

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに

この入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 経営管理課

電話：0776-57-2942

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め、令和5年福井県条例第2号 第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2-8-1
福井県立病院 経営管理課
電話：0776-57-2942

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1.1 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required
Construction and maintenance of automatic shift planning system
- (2) Date, time of bidding
From 8:30 am on October 3, 2023 to 16:00 am on October 4, 2023
- (3) Period of contract
From the contract date to January 31, 2029
- (4) The place for delivery and contact for notice
Information System Office, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1, Yotsui, Fukui City,
Fukui Prefecture, 910-8526 Japan.
TEL 0776-57-2942

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
手術用顕微鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービスマ
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月13日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミタス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額
45,650,000円

令和5年8月22日（火）

号 第 261 報 知 県 福

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年5月30日

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、令和5年度採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験の日時
令和5年10月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
福井県福井市下六条町14-1
福井県生活学習館（ユニー・アイふくい）
学習室304
- 3 試験科目
選択式筆記試験とし、岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）および岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土および廃石のたい積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）とする。
- 4 受験手続
試験を受けようとする者は、受験願書に写真（縦6センチメートル、横4センチメートル、出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの）1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像）の電子データを添付し提出すること。
なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。
- 5 受験願書の受付
令和5年8月28日（月）から令和5年9月6日（水）まで
なお、郵送による場合は、令和5年9月6日（水）までの消印のあるものに限る、受け付ける。
- 6 受験手数料
8,100円（8,100円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し

、消印しないこと。または、手数料納付システムを利用すること。)

7 合格発表

令和5年11月2日(木)以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課(福井市大手3丁目17-1)宛てに行うこと。

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和5年度砂利採取業務主任者試験(以下「試験」という。)を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 試験の日時

令和5年11月10日(金)午前10時から正午まで

2 試験の場所

福井県福井市下六条町14-1

福井県生活学習館(ユニー・アイふくい)

学習室304

3 試験科目

選択式筆記試験とし、砂利の採取に関する法令および砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)とする。

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真(縦6センチメートル、横4センチメートル、出願の前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの)1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、写真(出願の前6月以内に撮影した正面無帽上半身像)の電子データを添付し提出すること。

なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。

5 受験願書の受付

令和5年10月2日(月)から令和5年10月11日(水)まで

なお、郵送による場合は、令和5年10月11日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

6 受験手数料

7,700円(7,700円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し、消印しないこと。または、手数料納付システムを利用すること。)

7 合格発表

令和5年11月30日(木)以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課(福井市大手3丁目17-1)宛てに行うこと。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称) ケーズデンキ坂井店

福井県坂井市春江町江留中字大割5番1号(ほか)

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

浜本ホールディングス株式会社

代表取締役 浜本 将成

福井県鯖江市神中町二丁目501番30

3 変更事項

大規模小売店の名称

変更前 (仮称) ケーズデンキ坂井店

変更後 ケーズデンキ福井空港前店

変更の年月日

令和5年7月22日

4 届出のあった日

令和5年7月21日

5 届出の縦覧場所

届出の縦覧場所

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市産業政策部商工労働課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項および第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゾリズム福井

福井県福井市大手1丁目201番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役 山越 健司

石川県金沢市木ノ新保町1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

・変更前

金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役 太田 渾

石川県金沢市広岡町口1番地

・変更後

金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役 山越 健司

石川県金沢市木ノ新保町1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名および住所

(1)に同じ

(3) 大規模小売店舗の店舗面積

・変更前 1, 146㎡

・変更後 3, 810㎡

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

・変更前 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後10時

(一部24時間)

・変更後 開店時刻 午前8時30分

閉店時刻 午後8時

(一部24時間)

4 変更の年月日

(1)～(2) 令和5年7月6日

(3)～(4) 令和6年4月7日

5 届出のあった日

令和5年8月7日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

福井市商工労働部商工振興課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

坂井市坂井町東長田49字二反長12番1および12番3

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

福井市日光二丁目13番18号

木下工業株式会社
代表取締役 木下 幹太

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第97号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年8月22日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

- 検定の区分、実施日、時間および場所
- 検定の区分、実施日および時間

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和5年11月21日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
交通誘導警備業務2級		午後1時30分から 午後3時まで
イ 実技試験		
検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和5年12月14日（木）	午後1時から 午後5時まで
交通誘導警備業務2級		午前8時30分から 正午まで
ロ 実施場所		
学科試験	福井県福井市宝永3丁目8番1号 福井県警察本部第1階第1会議室	
実技試験	福井県越前市余田町第2号1番地1 福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室	

- 定員 各20人
- 受検資格
- 交通誘導警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

- 交通誘導警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

- 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

- 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 車両等の誘導に関すること

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること

(ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

- 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 車両等の誘導に関すること

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

- 申請手続等

- (1) 受付期間
令和5年10月30日(月)から同年11月6日(月)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日、土曜日および祝日を除く。定員になり次第受付を終了する。)
- (2) 検定申請書等の提出先
検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉
ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1通
エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通
オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通
カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通
- (4) 受検手数料
14,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。
なお、納付された受検手数料は、返還しない。
- 6 その他
(1) 検定受検時の携行品
ア 学科試験
・ 筆記用具
イ 実技試験
・ 筆記用具
・ 雨具
・ 警笛
- (2) 受検票の交付
受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

- 7 検定に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)